明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（三）　二
○青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（四）　二

〔省　令〕

○総務省組織規則の一部を改正する省令（**総務**二）　三
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**二）　三

〔告　示〕

○平成二十九年歌会始のお題を定められた件（**宮内庁**二）　三
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**三）　三
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（**同**四～六）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**一二）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ロの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一三～一六）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ロの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一七、一八）　四
○肥料を登録した件（**農林水産**六〇）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一三九～一四二）　六
○船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件（**同**一四三～一四六）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**六～九）　七

〔国会事項〕

諸事項　七

〔人事異動〕

内閣　外務省　岩手県　東京都　新潟県　岐阜県　静岡県　大阪府　横浜市　七

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一、中国同一、沖縄総合事務局同一）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第三号）（厚生労働省）

1　職業安定局派遣・有期労働対策部企画課の所掌事務に、青少年雇用情報の提供に関する啓発及び監督等の事務を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年三月一日から施行することとした。

◇青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（政令第四号）（厚生労働省）

1　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四五年法律第九八号）第一一条の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとすることとした。（第一項関係）

㈠　労働基準法（昭和二二年法律第四九号）第四条、第五条、第一五条第一項及び第三項、第二四条、第三二条、第三四条、第三五条第一項、第三七条第一項及び第四項、第三九条第一項、第二項、第五項及び第七項、第五六条第一項、第六一条第一項、第六二条第一項及び第二項、第六三条、第六四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六四条の三第一項、第六五条、第六六条並びに第六七条第二項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇年法律第八八号）第四四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）

㈡　最低賃金法（昭和三四年法律第一三七号）第四条第一項の規定

㈢　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四七年法律第一一三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第一一条第一項、第一二条及び第一三条第一項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）